

# Japan tax newsletter

EY 税理士法人

## 令和2年度税制改正大綱 ～金融・不動産関連税制

### EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

2019年12月12日に自由民主党・公明党より令和2年度税制改正大綱が公表されました。

本アラートでは、令和2年度税制改正大綱のうち、金融・不動産関連税制、金融機関及び保険会社に特有の主な改正点について紹介します。

なお、令和2年度税制改正大綱の全体的な概要については、2019年12月26日付ニュースレター「[令和2年度税制改正大綱](#)」をご参照ください。

本ニュースレターの内容については、今後の国会における法案審議の過程において、変更される可能性がある点にご留意ください。

### Contents

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 1. NISA 制度及びジュニアNISA 制度の見直し        | 2 |
| 2. 暗号資産デリバティブ取引に係る措置               | 3 |
| 3. 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設      | 4 |
| 4. 法人番号の告知の簡素化                     | 5 |
| 5. 時価の算定に関する会計基準の見直しに伴う整備          | 5 |
| 6. 連結法人間のデリバティブ取引に係るみなし決済損益の取扱い    | 6 |
| 7. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化 | 7 |
| 8. 投資法人等に係る課税の特例制度の見直し             | 7 |
| 9. 過大支払利子税制における対象外支払利子等の額の範囲の見直し   | 8 |
| 10. その他の改正項目                       | 8 |

# 1. NISA 制度及びジュニア NISA 制度の見直し

## (1) NISA 制度<sup>1</sup>に係る措置

- ① つみたて NISA<sup>2</sup>の勘定設定期間を2042年12月31日まで5年延長することとされます。
- ② 現行の一般 NISA<sup>3</sup>の勘定設定期間の終了にあわせ、特定非課税累積投資契約（仮称）に係る非課税措置（新 NISA）創設し、現行のつみたて NISA と選択して適用できることとされます。

ここで、特定非課税累積投資契約（仮称）とは、所得税及び個人住民税の非課税の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した公募等株式投資信託の受益権の定期かつ継続的な方法による買付け等に関する契約で、その契約書において特定累積投資勘定（仮称）及び特定非課税管理勘定（仮称）に係る所定の事項その他一定の事項が定められているものをいうとされています。

特定累積投資勘定（仮称）に係る公募等株式投資信託の配当等及び譲渡所得等、及特定非課税管理勘定（仮称）に係る上場株式等の配当等及び譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さないこととされ、譲渡等による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなすこととされます。

- ③ 非課税適用確認書の交付申請を2021年4月1日以後はできないこととし、新規の非課税口座開設手続を簡易開設手続に一本化することとされます。  
(2021年4月1日前の交付申請により取得した非課税適用確認書について、所要の経過措置を講ずることとされます)
- ④ 金融商品取引業者等変更届出書及び非課税口座廃止届出書等一定の書類については、その書類の提出に代えて、電磁的方法により当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供できることとされます。

## 新 NISA の概要及びつみたて NISA との比較

|          | 新 NISA（仮称）<br>（2024年から5年間）                                                                                                                                                                                        | ← いずれかを選択 → | つみたて NISA<br>（現行制度から5年間延長）     |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------------------------|
| 年間の投資上限額 | 2階（特定非課税管理勘定（仮称）） 102万円<br>1階（特定累積投資勘定（仮称）） 20万円<br>※ より多くの国民に積立・分散投資を経験してもらうため、原則として、2階の非課税枠を利用するためには1階での積立投資を行う必要。<br>※ 例外として、成長資金の供給拡大（特に長期保有の株主育成）の観点から、NISA 口座を開設していた者又は投資経験者が2階で上場株式のみに投資する場合は、1階での積立投資は不要。 |             | 40万円                           |
| 非課税期間    | 2階 5年間<br>1階 5年間（終了後は「つみたて NISA」への移行可能）                                                                                                                                                                           |             | 20年間                           |
| 口座開設可能期間 | 2028年まで（5年間措置）<br>（現行の一般 NISA は2023年まで）                                                                                                                                                                           |             | 2042年まで（5年間延長）<br>（現行：2037年まで） |
| 投資対象商品   | 2階 上場株式・公募株式投資信託等（注）<br>1階 つみたて NISA と同様（積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等）                                                                                                                                                 |             | 積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等        |

（注）レバレッジを効かせている投資信託、及び上場株式のうち整理銘柄・監視銘柄を投資対象から除外。  
（※金融庁資料をもとに作成）

1 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置  
2 非課税累積投資契約に係る非課税措置  
3 非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置

## (2) ジュニアNISA<sup>4</sup>制度に係る措置

- ① 未成年者口座開設可能期間は延長せずに終了することとされます。  
また、その終了にあわせ、2024年1月1日以後は、課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出すことができることとされます。
- ② 未成年口座廃止届出書及び出国移管依頼書等一定の書類については、その書類の提出に代えて、電磁的方法により当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供できることとされます。

## 2. 暗号資産デリバティブ取引に係る措置

資金決済法等改正法<sup>5</sup>の施行に伴い、次の措置を講ずることとされます。

### (1) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に係る措置

先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象から、暗号資産デリバティブ取引に係る雑所得等が除外されます。

### (2) 先物取引に関する支払調書制度等に対する措置

- ① 暗号資産デリバティブ取引の委託を受けた金融商品取引業者等は、その年中の暗号資産デリバティブ取引の差金等決済により確定した利益又は損失の額の合計額等を記載した支払調書を、その差金等決済があった日の翌年1月31日までに、税務署長に提出しなければならないこととされます。
- ② 資金決済法等改正法の施行の日から2020年12月31日までの間に行われる暗号資産デリバティブ取引の差金等決済については、先物取引に関する支払調書の提出を要しないこととされ、また、先物取引の差金等決済をする者の告知を要しないこととされます。

### (3) 店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税制度の対象範囲の整備

本制度の対象となる店頭デリバティブ取引の範囲から、暗号資産デリバティブ取引が除外されます。

上記の各措置について、適用対象となる金融デリバティブ取引は、金融商品取引法上の市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引のうち一定のもの（先物取引、オプション取引等）とされています。

「暗号資産デリバティブ取引」はこれまで金融商品取引法上のデリバティブ取引には含まれていなかったため、当該特例等及び非課税制度の対象となる金融デリバティブ取引には該当しませんでした。資金決済法等改正法の施行に伴う金融商品取引法の改正により「暗号資産」が金融商品として位置付けられることに伴い、仮に現行税法をそのまま適用すれば「暗号資産デリバティブ取引」が当該特例等及び非課税制度の対象となります。

そのため、今回の税制改正大綱では、当該特例等及び非課税制度の適用対象となる金融デリバティブ取引の範囲について、金融商品取引法の改正後も引き続き、改正前と同様の対象範囲とするため、所要の整備を行うこととされます。

なお、資金決済法等改正法の施行に伴い、金融商品取引法上の金融商品の定義に暗号資産が含まれる他、暗号資産に関して収益分配を受ける権利等のうち一定の電子記録移転権利を第1項有価証券に含め、「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更する等の改正が行われますので、上記の税制改正大綱の他、現行税法に関する改正の有無等についても、今後公表される法令等を確認し、検討する必要があります。

また、店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税制度に係る対象範囲の整備については、金融商品取引法上の金融デリバティブ取引の一部が、当該非課税制度の対象外となることから、外国金融機関等との取引の円滑化及び事務処理上の負担に影響を及ぼすことがないかを確認する必要があります。

4 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

5 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律

### 3. 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設

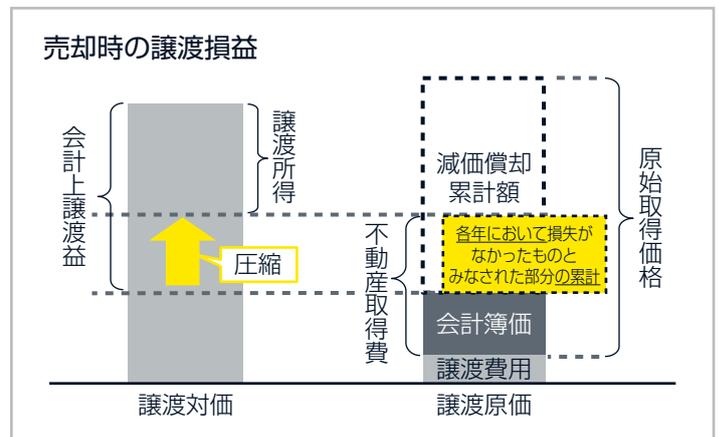
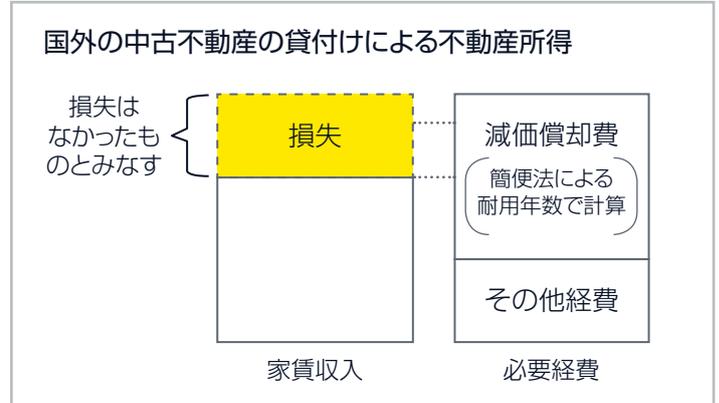
- (1) 不動産所得の金額の計算上、国外不動産所得に損失が生じた場合には、その損失額のうち、国外中古建物の減価償却費相当部分については、損失が生じなかったものとみなし、給与所得や事業所得等と損益通算ができなくなります。

国外中古建物とは、個人において使用され、又は法人において事業の用に供された国外にある建物であって、個人が取得をしてこれをその個人の不動産所得を生ずべき業務の用に供したもののうち、不動産所得の金額の計算上その建物の償却費として必要経費に算入する金額を計算する際の耐用年数を次の方法により算定しているものをいいます。

- (a) 法定耐用年数の全部を経過した資産についてその法定耐用年数の20%に相当する年数を耐用年数とする方法
- (b) 法定耐用年数の一部を経過した資産についてその資産の法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の20%に相当する年数を加算した年数を耐用年数とする方法
- (c) その用に供した時以後の使用可能期間の年数を耐用年数とする方法  
(その耐用年数を国外中古建物の所在地国の法令における耐用年数としている旨を明らかにする書類その他のその使用可能期間の年数が適切であることを証する一定の書類の添付がある場合は除きます。)

国外不動産所得の損失の金額とは、不動産所得の金額の計算上生じた国外中古建物の貸付けによる損失の金額をいいます。なお、その国外中古建物以外の国外にある不動産等から生ずる不動産所得の金額がある場合には、当該損失の金額を当該国外にある不動産等から生ずる不動産所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額となります。

- (2) 上記①の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算上、その取得費から控除することとされる償却費の額の累計額からは、上記①によりなかったものとみなされた償却費に相当する部分の金額を除くこととすること、その他の所要の措置が講じられます。



出典: 財務省資料を基に作成

この改正は、2021年分以後の所得税について適用されます。

中古建物を取得した場合の税法上の減価償却の耐用年数は、建物の国内外所在地を問わずに、見積法(その建物の使用可能期間を見積もる方法)により算定した年数、または使用可能期間の見積りが困難であるときは、税法に定める簡便法により算定した年数を使用することができます。

税法上の簡便法により算定された中古建物の耐用年数は、欧米を中心とした諸外国における建物の実際の使用可能期間を大幅に下回ることがあり、また、欧米の建物の市場価値は耐用年数が経過しても日本ほど減少しないという日本と諸外国の不動産市場の違いがあります。

その結果、賃料収入を上回る減価償却費が計上されることにより生じた損失を他の所得と損益通算等を通じて所得税額が圧縮されているとの指摘がなされてきました。この改正により、国外不動産所得の課税の適正化が図られます。

## 4. 法人番号の告知の簡素化

法人が所得税法等で規定される一定の告知又は告知書の提出（以下「告知等」という。）をする場合において、その告知等を受ける者が、以下の手続を実施している場合には、その告知等をする法人について、次のような措置が講じられます。

| 告知等を受ける者の手続                                                                    | 税制改正大綱における措置                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| マイナンバー法 <sup>6</sup> の規定により公表されているその告知等をする法人の名称、本店等の所在地及び法人番号を確認したとき           | 告知等の際に必要な本人確認書類の提示を要しない                                   |
| 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に規定する指定法人から登記情報の送信を受ける方法によりその告知等をする法人の名称及び本店等の所在地を確認したとき | 告知等の際に必要な登記事項証明書の提示を要しない                                  |
| その告知等をする法人の法人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているとき                                           | その告知等を受ける者に対して、その告知等をする法人の法人番号の告知又は告知書へのその法人の法人番号の記載を要しない |

その他所要の措置を講ずることとされます。

現行税法上、証券会社及び銀行等の金融機関は顧客からの法人番号の告知がなければ法人番号を取得できないとされています。一方で、法人番号は法人番号公表サイト等において広く一般に公表されていることから、今回の税制改正大綱により、法人番号公表サイトを活用した番号告知義務の履行の円滑化、および金融機関の事務負担軽減が期待されます。

## 5. 時価の算定に関する会計基準の見直しに伴う整備

2019年7月4日に企業会計基準委員会（ASBJ）及び日本公認会計士協会（会計制度委員会）より、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」が公表され、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとされています（早期適用も可能）。

この「時価の算定に関する会計基準」の導入に伴い、次のような整備を行うこととされます。

この改正は、2020年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

なお、経過措置として、同日から2021年3月31日までの期間内の日を含む各事業年度における以下の時価評価金額について、現行法の規定による評価額によることができる措置が講じられます。

- ▶ 事業年度終了の日における公表最終価格がない市場有価証券及び市場有価証券以外の有価証券（株式又は出資を除く。）
- ▶ 事業年度終了の日における公表最終価格がない短期売買商品等（仮想通貨を除く。）

6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

| 項目                                 | 整備の内容                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 売買目的有価証券の時価評価金額                  | (i) 市場有価証券 <sup>7</sup> について事業年度終了の日における公表最終価格がない場合の時価評価金額は、直近公表最終価格に基づき合理的な方法により算出した価格とする（現行：直近公表最終価格）**。<br>(ii) 上記(i)の市場有価証券以外の有価証券 <sup>8</sup> （株式又は出資を除く。）の時価評価金額は、その有価証券に類似する銘柄の有価証券について公表された事業年度終了の日における最終の売買価格又は利率その他の指標に基づき合理的な方法により算出した価格とする**。 |
| ② 有価証券に係る評価損の計上事由 <sup>9</sup>     | 価額の著しい低下を評価損の計上事由とする有価証券の範囲を上記①(i)及び(ii)の有価証券とする等の見直しを行う。                                                                                                                                                                                                  |
| ③ 短期売買商品等（仮想通貨を除く。）の時価評価金額         | 上記①と同様の見直しを行う。                                                                                                                                                                                                                                             |
| ④ デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入 | 以下の事項を記載した書類を保存しなければならないこととする。<br>▶ 未決済デリバティブ取引に係るみなし決済損益額（市場デリバティブ取引等の最終市場価格による授受額を除く。）の算定に用いた合理的な方法を採用した理由<br>▶ その他その算定の基礎となる事項                                                                                                                          |
| ⑤ 貸倒引当金の対象となる金銭債権                  | 貸倒引当金の対象となる金銭債権から債券を除外する（所得税についても同様とする。）。                                                                                                                                                                                                                  |

(\*\*) 合理的な方法により算出した価格について、その方法を採用した理由その他その算定の基礎となる事項を記載した書類を保存しなければならないこととされます。

上記の税制改正大綱の内容は、時価算定会計基準の適用に伴う整備であるため、時価算定会計基準の内容を踏まえ制定されるものと思われます。

なお、市場有価証券やそれ以外の有価証券に係る時価評価額、並びに未決済デリバティブ取引に係るみなし決済損益額に係る書類保存要件については、税法上の記載事項が制定されることとなるため、時価算定会計基準の運用上整備される文書化内容との差異がないかどうかについて、今後公表される法令等の内容を踏まえて確認が必要と考えられます。

## 6. 連結法人間のデリバティブ取引に係るみなし決済損益の取扱い

デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入について、連結法人が他の連結法人との間で行ったデリバティブ取引（その連結法人又は他の連結法人のいずれかがヘッジ手段として指定しているものを除く。）については、連結所得の金額の計算上みなし決済損益額を計上しないこととされます。

連結納税制度を採用している連結法人間のデリバティブ取引につき、連結法人間のみなし決済損益額は、その連結所得の金額の計算において相殺されるべきところ、各連結法人で運用する時価評価ポリシーや使用する評価モデル・データ等の相違によりみなし決済損益額が一致しないケースや、時価算定に関する会計基準の導入時期が連結法人間で異なることによって、相殺されない可能性があることから、今回の税制改正大綱により所要の措置が取られます。

また、今回の税制改正大綱で、連結納税制度の見直しが行われ、グループ通算制度へ移行することとなりますが、グループ通算制度における上記のみなし決済損益に関する取扱いについては今後公表される法令等を確認する必要があります。

<sup>7</sup> 取引所売買有価証券、店頭売買有価証券、取扱有価証券及びその他価格公表有価証券（法人税法施行令第119条の13第1号2号3号）をいう。

<sup>8</sup> 法人税法施行令第119条の13第4号

<sup>9</sup> 法人税法第33条第2項、法人税法施行令第68条第1項第2号

## 7. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化

- (1) 居住用賃貸建物（住宅の貸付けの用に供しないことが明らかでない建物以外の建物であって高額特定資産に該当するもの）の取得に係る消費税について、仕入税額控除制度の適用を認めないこととします。ただし、居住用賃貸建物のうち、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかでない部分については、引き続き仕入税額控除制度の対象となります。

高額特定資産とは、一の取引単位の支払対価の額が税抜1,000万円以上の棚卸資産または調整対象固定資産（棚卸資産以外の建物、建物附属設備等の資産で、一の取引単位の支払対価の額が税抜100万円以上のもの）をいいます。

上記により仕入税額控除制度の適用を認めないこととされた居住用賃貸建物について、その仕入れの日から同日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に住宅の貸付け以外の貸付けの用に供した場合又は譲渡した場合には、それまでの3年間の非居住用賃貸及び譲渡割合に応じて計算した額を当該課税期間又は譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算する調整を行うこととなります。

この改正は、2020年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合について適用されます。ただし、2020年3月31日までに締結した契約に基づき2020年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合には適用されません。

- (2) 住宅の貸付けに係る契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、当該貸付けの用に供する建物の状況等から人の居住の用に供することが明らかでない貸付けについては、消費税を非課税とします。

この改正は、2022年4月1日以後に行われる貸付けについて適用されます。

- (3) 高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整措置（以下「棚卸資産の調整措置」といいます。）の適用を受けた場合が加えられます。

この改正は、2020年4月1日以後に棚卸資産の調整措置の適用を受けた場合について適用されます。

- (4) その他所要の措置が講じられます。

マンション、アパートの居住用の家賃収入は非課税売上であるため、居住用賃貸建物の取得費用は非課税売上に対応する課税仕入となり、その消費税について仕入税額控除の対象とはなりません。

しかし、作為的な金売買を継続して行う等の手法により課税売上を長期間かさ上げして、総売上高に占める課税売上高の割合を高めることで、居住用賃貸建物の取得費用に係る消費税の仕入税額控除を行い還付を受けようとする事例が散見され、問題視されていましたが、この改正により仕入税額控除の計算の適正化が図られます。

## 8. 投資法人等に係る課税の特例制度の見直し

### (1) 投資法人等の外国子会社合算税制適用時における配当等に係る二重課税の調整

投資法人等が合算課税の適用を受ける場合には、外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち、合算対象とされた金額に対応する部分の金額は、その投資法人等が納付した外国法人税の額とみなして、投資法人等の配当等に係る二重課税調整の対象とする等の措置が講じられます。

この改正は、外国関係会社の2020年4月1日以後に終了する事業年度について適用されます。

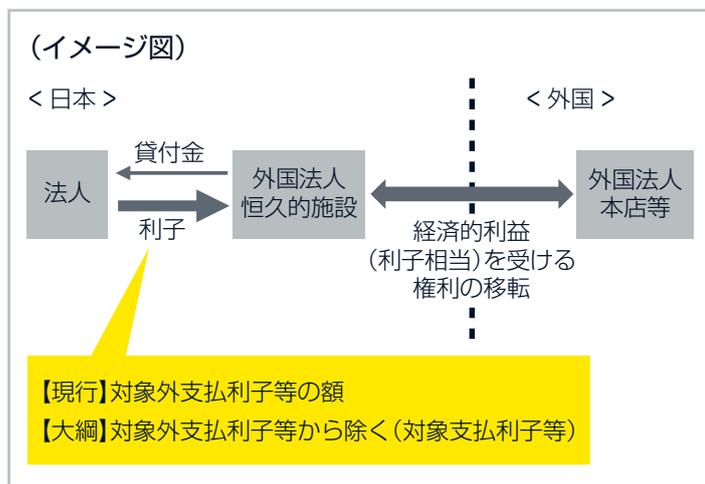
### (2) インフラ投資法人の導管性要件における保有資産要件の特例措置の適用期限延長

投資法人の導管性要件の一つである保有資産要件における再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置における再生可能エネルギー発電設備の取得期限を3年延長します（2022年3月31日まで）。

## 9. 過大支払利子税制における対象外支払利子等の額の範囲の見直し

外国法人の恒久的施設が有する債権に係る経済的利益を受ける権利が、その本店等に移転されることがあらかじめ定まっている場合には、法人からその恒久的施設に支払われる利子等の額を対象外支払利子等の額から除外することとされます。

令和元年度税制改正による過大支払利子税制の見直しにより、国内の非関連者を介在させるケースについて、対象外支払利子等の範囲から除外することとされましたが、今回の大綱では、さらに、支店等の恒久的施設を介在させるケースも対象外支払利子等の範囲から除外されます。



いわゆるローン・パーティシペーションのスキームにおいて、国内の非関連者を介在させるケースと同様に、原債務者の法人が、外国法人の本店等に移転されることがあらかじめ定まっているかどうかを実務的にどのように知りうるか等の論点もあるため、今後公表される法令等を確認する必要があると考えられます。

## 10. その他の改正項目

### (1) 特別法人税の課税停止措置の延長

退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置<sup>10</sup>が2020年3月末で期限切れとなることから、その適用期限が3年延長されます。

### (2) 特定資産の買換えの場合等の課税の特例

対象となる譲渡資産及び買換資産の見直しを行い、所要の経過措置を講じた上で、適用期限が3年(一部の特例は1年)延長されます(2023年3月31日まで(一部の特例は2021年3月31日まで))。

### (3) 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長

銀行等保有株式取得機構に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置<sup>11</sup>が2020年3月末で期限切れとなることから、その適用期限が3年延長されます。

### (4) 不動産売買契約書の印紙税の軽減措置の適用期限延長

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限が2年延長されます(2022年3月31日まで)。

### (5) 預金保険法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の延長

預金保険法に規定する第1号措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定等に基づく預金保険機構による金融機関等の株式の引受け等に伴い、当該金融機関等が受ける資本金の額の増加の登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置<sup>12</sup>が2020年3月31日で期限を迎えることから、その適用期限が2年延長されます。

10 租税特別措置法第68条の4

11 地方税法制定附則第9条第3項、資本割の課税標準となる資本金等の額を10億円とする制度。

12 租税特別措置法第80条第5項、預金保険法第102条第1項第1号(第1号措置)及び第126条の2第1項第1号(特定第1号措置)の規定による資本増強を行った際の増資の登記に係る登録免許税及び資本増強とともに株式移転を行って銀行持株会社等を設立した際の株式会社の設立の登記に係る登録免許税の税率を、その決定の日から1年以内に登記を受けるものに限り、1000分の3.5とする制度

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## EY税理士法人

|        |             |                              |
|--------|-------------|------------------------------|
| 蝦名 和博  | パートナー       | kazuhiro.ebina@jp.ey.com     |
| 須藤 一郎  | パートナー       | ichiro.suto@jp.ey.com        |
| 古川 英章  | パートナー       | hideaki.furukawa@jp.ey.com   |
| 中山 恭成  | アソシエートパートナー | yasunari.nakayama2@jp.ey.com |
| 鈴木 哲也  | アソシエートパートナー | tetsuya.suzuki@jp.ey.com     |
| 大友 みどり | アソシエートパートナー | midori.otomo@jp.ey.com       |
| 戸出 亜希子 | アソシエートパートナー | akiko.toide@jp.ey.com        |

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@Japan\_EY

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY 税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご確認ください。EYについて詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

©2020 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

### Japan Tax SCORE 20201111

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)